

**【議題2】**  
**相談事例の紹介**

---

令和7年1月  
西東京市居住支援協議会事務局  
西東京市まちづくり部住宅課住宅係

# 相談事例① ～福祉機関との関わりが必要な事例～



## 引越し理由

大家さんから次は更新しないとされているので、早めに引越し先を探さなくてはならない。

## 状況

- ・ 日雇いバイトを週に5回程しており、その収入が多いため生活保護停止中
- ・ 給与はその日の交通費や食費に使うため、常に手持ち金がほとんどない
- ・ 部屋はかなり荷物が多く、人が入れないような状態
- ・ 家賃を1年間滞納している

相談から引越し期日までは3か月間。貯金も手持ち金もほとんどない状況で、今後どのようにして家賃の支払いをしていくのか...？



## 課題

- ・ 保護停止中のため、生活福祉課へは月1回の収入報告のみ
- ・ 本人や親族はなにか特性があるのではないかと疑っているが、障害者サービスにも繋がっていない（基幹相談支援センターなど）
- ・ 60歳未満のため、高齢者サービスの利用もできない（地域包括支援センターなど）
- ・ 手元にお金がないため日々働かなければならず、相談場所へ行く時間的余裕がなかった（福祉丸ごと相談窓口など）

⇒相談時点で関わりのある公的な機関がない状況だったが、どこの公的機関がどの部分まで関わりを持つことができるのか？ 住宅課として、どの相談先につなげるとよかったのか？

契約成立

親族からの援助もあり、近隣市の物件に入居が決定した。

# 相談事例② ～緊急連絡先がない事例～

## 状況

- ・ 通院先の変更に伴い、その近くの家へ引越したいという相談が住宅課に入る
- ・ 親族はいない、知人との関わりも全くない状況
- ・ 本人の希望や条件等も多く、お部屋探しがかなり難航した
- ・ 色々探して交渉した結果、相談可能な物件が見つかり、引越できることとなった。が…  
⇒ 契約時の緊急連絡先として、「**個人の名前**」を求められた



## 課題

- ・ 緊急連絡先がない（親族と疎遠、周りに知人もいない）という方は多い
- ・ 一方で、物件を申込み際には、**緊急連絡先**の情報は必須となる <氏名・生年月日・住所・連絡先が必要>
- ・ 何十件も問い合わせをして、せっかく入居できるかもしれない物件が出てきたのに、緊急連絡先がないから申込みできないということになってしまう
- ・ 組織が緊急連絡先となることで受け入れてくれる物件もあるが、数としてはかなり少なく、個人の名前が求められることも多い

⇒ **緊急連絡先として個人の名前を求められたとき、どうしたらよいのか？**

**そもそも緊急連絡先の役割とは、どのようなものがあるのか？**

### 緊急連絡先とは

入居中に緊急の連絡が必要な場合で、入居者と連絡が取れないとき（死亡時、災害発生時など）、所在確認等の連絡が入る。お金の責任は一切発生しない。

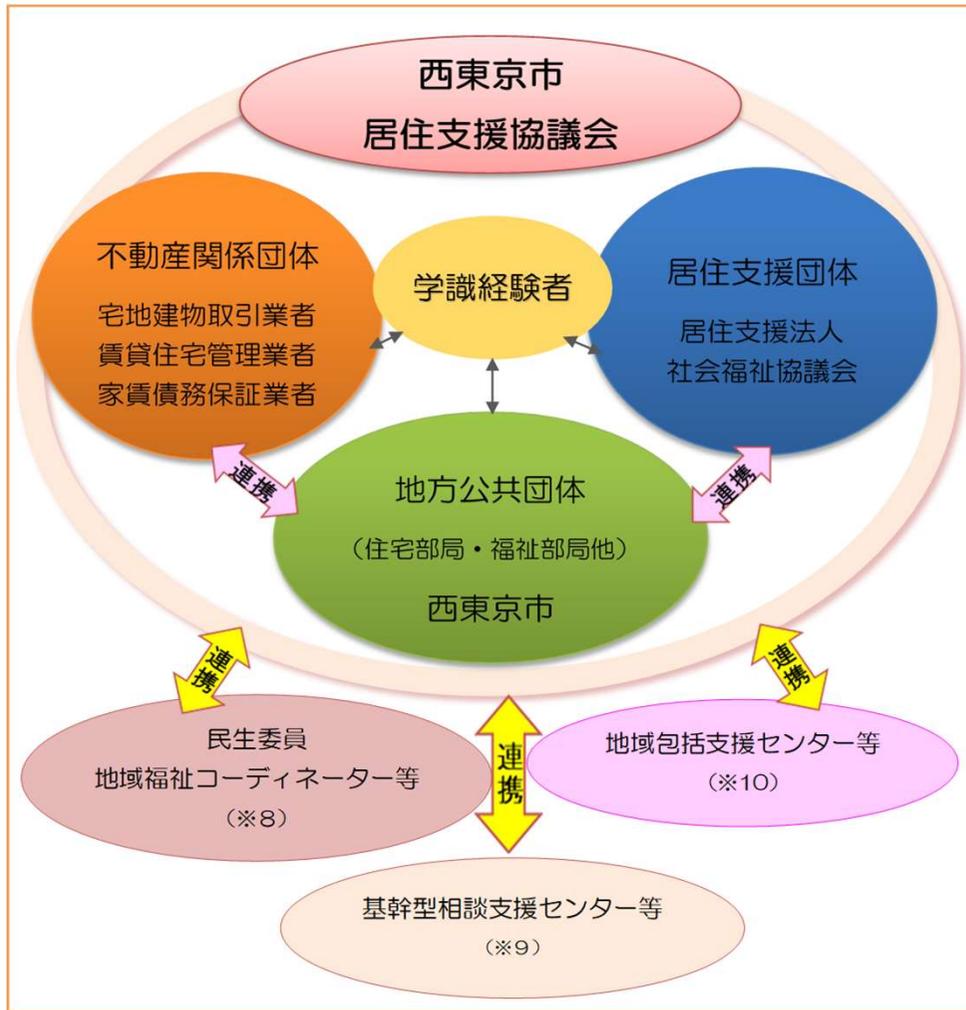


今後単身高齢者世帯が増加していくことが予測されるなか、個人としての緊急連絡先の確保はさらに難しくなるのではないかと

# 西東京市居住支援協議会での連携

## 居住支援協議会の概要図

(西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画より抜粋)



## ～居住支援協議会委員の皆さんへ～

不動産関係団体	家賃滞納が発生した場合、どのように対応すればいいか？緊急連絡先の役割はどのようなものか？
居住支援団体	見守りや金銭管理などの生活支援に入ることはできるか？
地方公共団体 (福祉部局他)	どのような公的サポートを受けることができるか？
民生委員 地域福祉コーディネーター等	どのようなサポートが可能か？
基幹相談支援センター 地域包括支援センター等	どのような場合であれば、関わりを持つことができるか？

それぞれの専門の立場から、  
ご意見をいただければと思います。



(※8) 民生委員・地域の相談相手として、暮らしの支援や高齢者・障害者の支援を行うボランティア。地域福祉コーディネーター・社会福祉に係る専門性を有し、地域の課題や困りごとを一緒に解決する調整役。  
(※9) 基幹型相談支援センター 障害者の自立及び社会参加を支援するとともに、障害者が地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図る機関。  
(※10) 地域包括支援センター 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。